會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號 五 第

卷六十第

行碳日一月五年二十正大

		<u> </u>
簡易平均法に就いて・・・・・・・経濟學士炭鍍勞働者の生計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	中世末期に於る村落の結合を論ず・・・・・・ 選明と國力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	時 論 ・
岡河崎田	牧本 山 小野庄 本川	部田藤田戸
· 文 嗣 規 郎	信 榮 美 稅之 治 越 太助 郎 乃 則	静太 保正

日李

論

稅 法の 新改正を論ず(二)

第 緒 言

> 小 Ш 鄕 太 郎

改正案で、岩本平藏氏外五名の提出にかゝれるものであり、 に伴ひ、 樂部とは各地租條例廢止法律案と營業稅法廢止法律案とを提出した。 廢止法律案、自家用醬油稅法廢止法律案、織物消費稅中改正法律案を提出し、 議院に提出した。 法中改正法律案、 廢に關する政府案の提出であつた、卽ち政府は本年一月二十三日所得稅法中改正法律案、 第四十六議會に於ては稅法の改廢に就て論議が盛に行はれた。其動機を與へたものは稅法の改 金光庸夫氏外二名の提出にかゝるものであり、其三は貸付信託の利益課税に關する改正案 更に所得税法中の改正に關する三案が議員より提出せられた。 之に踵いで、憲政會は地租條例中改正法律案、 賣藥稅法中改正法律案、 印紙税法中改正法律案、石油消費稅法廢止法律案を衆 其二は保険料控除査定に關する改正 營業稅法廢止法律案、 税法改廢案審議の進行する 其一は山林所得に關する 革新俱樂部と庚申俱 醬油稅則 營業稅

第十六卷 (第五號 七九

탉

税法の新敗正を論す(一)

で. 律第三十七號中改正法律案 (地方税制限に關する件)及都市計畫法中改正法律案を提出するに至つた、此 鳩川 鄅氏外三名の提出にかゝれるものである。 又政府も二月十五日に至り明治四十一年法

一改正法律案は營業税の附加税制限に關することである。

三名提出 法律案(明治四十一年法律第三十七號中改正法律案弁に都市計畫法中改正法律案) も 亦 同様に 可決 した。(三月十五日) 之を可決し、 (三月十日)、金光庸夫氏外二名提出の所得稅法中改正法律案 (三月六日)、鳩山一 税法政廢案は悉く之を否決した、 を加へて可決し、 衆議院は是等諸法案を議し、 .の所得稅法中改正法律案(三月サー1日)は共に之を可決した。營業稅附加稅制限に關する改正 其他の政府案は悉く之を可決し、憲政會、 政府案たる所得稅法中改正法律案、 (「月+日)。岩本平藏氏外五名提出所得稅改正法律案は修正 革新俱樂部、庚申俱樂部の提出 營業税法中改正法律案に修正 **耿氏外** した の上

を否決した。 中改正案の中で、 五旦)但し所得税法中改正案に對しては三個の希望條件を附した。衆議院提出にかゝれる所得稅法 正案は修正の上、 貴族院は衆議院を通過したる諸稅法案の中政府の提出にかゝるものは悉く之を可決した(三月十 貸付信託の利益課税に關する改正案は之を可決し、 之を可決し、 山林所得課税に闘する改正案は後日の改正に譲るの趣旨に依り之 保險料控除査定に關する改

律八號を以て、 貴衆両院を通過したる是等諸税法案は裁可を得て皆法律となつた。卽ち所得稅法中改正法は法 營業税法中改正法は法律第九號を以て、石油消費稅廢止法は法律第十號を以て、

(三月廿五日

賈粲稅法中改正法は、 法律第十一號を以て、 印紙稅法中改正法は法律第十二號を以て公布せられ

年法律第三十七號中改正法は法律第三十號を以て、賃付信託の利益課稅に關する所得稅法中改正 する所得稅法中改正法は四月五日法律第四十一號を以て公布せられた。 法は法律第二十九號を以て公布せられた、此三者は三月二十八日付である。保險料控除査定に關 た、皆三月二十六日の日付である。又都市計畫法中改正法は法律第二十七號を以て、明治四十一

中に包括することが出來、 業就を廢して、營業稅法中に於て之を稅せんとするものであり、 税 とが出來るからである。 十一年法律第三十七號改正は共に營業稅附加稅の制限に關するものであるから、 此の如く新に法律となつた稅法も相當に多くあるが、之を性質上より見れ ば、所 得 稅、 印紙税の改正と、石油消費税との廢止の四とすることが出來る。賣藥稅法中改正法は賣藥營 法律第二十九號法律第四十一號も共に所得税の改正の中に包括するこ 都市計畫法中改正法弁に明治四 營業税の改正の

以下私は所得稅營業稅印紙稅の改正と、石油消費稅の廢止とに就て、 個別的に論評を試みて見

たいさ思ふ。

所得税の改正

租法の新改正を論す(一)

(第五號 八 (二 八三

三は保険料の控除査定であり、 防止することであり、 に吟味して見やう。 所得稅法の改正は之を四點に大別することが出來る、 其二は銀行預金弁に貸付信託に對し第二種肪得税を課することであり、 其四は脱漏所得に對する溯及的課税である。 其一は所謂財産保全會社の合法的脱稅を 以下項を逐ふて別 其

財産保全會社の合法的脱税に對する防止法

的である、 に依つて個人所得枕を逋脱することが出來る、是れ合法的脫稅といはるゝ所以である、 を適用せられなくなる、此の如き會祉が株式を有すといふことは法律で禁じてゐない、 當を受け、個人たる資産家は配當を受けない事になる、從つて他の個人所得に綜合して累進稅率 そは親族で會社を設立し、之に他の會社の株式を所有せしむるのである、 である。 九年の所得稅法改正に依て初て採用したもので、 當金又は賞奥金を個人所得に綜合して課稅するといふことに存してゐる。 に至つた、 財産保全會社の合法的脱稅は普く行はれてゐる所であるが、其由來する所は會社より受くる配 綜合課税主義が採用せられて以來、世の資産家は頻に逋脱せんことを工失するに至つた、 中には夫婦二人のみで此の如き會社を設立してゐる者も少くないといふことである。 法律の制裁を受くる所がない、そこで資産家は爭て此の如き財産保全會社を設立する 質に我所得税立法の一大廻轉時期を劃するもの さうなれば其會肚が配 此綜合課稅主義は大正 既に合法 而して之

を所有せしめて個人への配當を避けてゐる以上は、配當金に對する綜合課稅を覓れることになる、 こは財産保全會社といはんよりも脱稅會社といふ方が妥當である、併し合法的脫稅は必ずしも新 しい會社を設立するに及ばね、大正九年前に財産保全會궽を設けてゐたものでも、 其會社に株式

是れ亦脱稅の目的をも有するものと謂はねばならぬ

時財政經濟調査會の答申案を見るに、 が議せらるゝに及び、 局者も此事質の前には抗辯することが出來なかつたと見え、臨時財政經濟調查會に於て稅制整理 で其後の事實に徽するに、當局者の例外に過ぎないさ公言したことは一般的となつた、そこで當 法的脱税は起るにしても例外的現象に過ぎまい、例外を以て一般を律すべきでない」と答へた。所 るの方法を講じてゐないのを批難した。其時政府委員は之を冷眼で迎へ、「財産保全會社に依る合 十二議會の所得税法中改正法案特別委員會に於て之を指摘し、 所で財産保全會社に依つて合法的脫稅を圖るといふことは、今日に於て初めて判つたことで無 大正九年所得稅法改正案が提出された當時に於て既に豫恕せられたことであつた、 財産保全會阯の合法的脱稅を豫防するの方法をも講することになつた、 財産保全會社の脱税豫防に關しては次の如き改正意見を立 法案が此合法的脱税に對し豫防す 私は第四 臨'

法人にして其事業の性質より觀察して必要ありと認むる程度以上に社内留保を爲したるものあるときは、其の金額は其出 压 稐 税法の新改正な論す(一)

てゝゐる

(第五號 자 돈 八 一 五

第十六卷

資額に應じ之を配當したるものさ看做して各個人に綜合課税すること 畤 論

前項必要なる留保金の程度は大職大臣之を認定すること

右の認定に對し不服なる者に對しては行政訴訟を許すこと

臨時財政經濟調査會の此改正意見は財産保全會社の社内留保金を以て一定限度内に於て個人に

配當せられたものと看做すといふ所に精神が存してゐる。

新改正法の財産保全會社の脱稅防止に關する規定も亦此精神より出でたるものに外ならね、卽•••

ち其規定は左の如くである。

額ノ合計が其法人ノ株式金額叉ハ出資金額ノ二分ノ一以上ニ相當スル法人ニ付テハ其留保シタル所得中左ノ各號ノーニ該當ス 第七十三條ノ二、政府ハ法人ノ株主叉ハ社員ノ一人及其ノ親族、使用人其他皆殊ノ關係アリト訟ムル者ノ株式金額叉ハ出資金

一、事業年度末ニ於ケル積立金及其事業年度ノ所得中留保シタル金額ノ合計金額ガ其事業年度末ニ於ケル排込株式金額又ハ出 ルモノニ限り之テ株主义ハ社貞ニ配富シタルモノト看做スコトニ得。

資金額ノ二分ノーニ相當メル金額ヲ超過スルトキハ其超過金額ニ鬭スル其事業手度ノ所得中留保シタル金額ヨリ其事業年度

二於ケル所得ノ二十分一ニ相當スル金額ヲ整除シタル金額

各事業年度所得中皆保シタル金額が其事業年度末ニ於ケル排込株式金額叉ハ出資金額ニ對シ年三十分ノ一ノ割合ヲ以テ算出 二、各事業年度所得申留保シタル金額カ其ノ事業年度ニ於ケル所得ノ十分ノニニ相當スル金額ヲ超過スルトキハ其超過金額 タル金額チ超過セザルモノニ付テハ前項第二號ノ規定チ適用セズ

所得稅逋脫ノ目的アリト認ムル場合ニ於テハ政府ハ其ノ行爲ニ拘ラズ其認ムル所ニ依リ所得金額ヲ計算スルコトヲ得 第七十三餘ノ三、前條ノ法人ト其ノ株主义ハ社員及其ノ親族、使用人其他特殊ノ關係アリト認ムル者トノ聞ニ於ケル行爲ニ付

る。 の規定の中第七十三條の二の二項は政府案に無かつたもので、衆議院が之を加へたものであ

經濟上の實質に就ては大體一個人の會社を認め得るもの、而して其目的は財産の管理運用を主と 起つたさうであるが、 會社をいふのであるかといふことである、 此改正規定に就ては種々の議論が出來やうが、先づ問題となるのは財産保全會社とは如何なる 政府は之に對して定義を下し。「家族近親等を以て組織したる會社にして其 議會に於て此改正案が議せられてゐたときその問題

が、眼中にしてゐる所は一人及親族使用人其他特殊關係人の株式金額又は出資金額の合計が其法 するもの」と答へたこかいふここである。法文には財産保全會社といふ文字はあらはれてゐな

のが 人の株式金額又は出資金額の二分の一以上に相當する法人である、此の如き法人に於ては其一人 法人を左右する力を持つことになる、故に實質上は其法人は此一個人に屬してゐると見ても可 換言すれば其一個人の會社である、 又は單に財産の管理運用を爲すのがある、改正規定は此の後の場合を眼中にしてゐる。 所で此の如き一個人の會社であつても事業の經營をなす

一人の會社にして亊業を經營するものにありては、其亊業に必要なる積立金をなすの要があ 從て此の如き事業經

故に積立金多しとて强ち脱税の目的のみを有すると速斷することが出來ね、

(第五號 八五)

税法の新改正を論す(一)

眛

ろ ても 調財産保全會社の本色を最も能く發揮することゝなるのである。 を課するのである、其主として他の會社の株式のみを財産として管理するものにありては茲に所 案特別委員會に於て明言した所である。 故に其必要以上の積立金に對しては之を個人に配當したるものと看做して之に第三種所得 せない、 必要以上の積立金をなすものは他面財産の管理をなす目的を有するものと見ることが出 の積立金に對 例へば保険業や船舶業の如きものである、こは政府委員が衆議院の所得税 しては留保所得税を課するに止めて、 併し乍ら一個人の

會

祉にして

事業を

經營するも 之を個人に配當したるものと あに 法改正

ならぬ、 するものであるに拘らず、 務署の官更がさうやうなことを企つとしても、 の手心とはいへ、 如何に存してゐる、從て資産家にあつては多少不安の念を生するかも知れぬ、瑰に貴族院に 次に財産保全會社の社内留保に對して幾何を個人配當と見るかに就ては、改正規定は、社内留保 此の如く一個人の會虺と認めらるべきものを財産保全會社 と し 之を以て産業の發達を害するものとし、 故に税務署の得手勝手になすことは出來ね、 一個人の會社で事實、 之を脱税を圖るものとして課税するやうのことはあるまい、 事業を經營してゐるものに對し、 大に批難してゐたやうである、 之を決行するには所得審査委員會の決議を經 そこに一の保障があると謂はねばなら τ 取扱ふか否かは政府の手心 そが多くの積立金を要 **併し乍ら如何に政府** 又假令稅 ありて

其事業年度に於ける所得の十分三迄を祉内留保とし、それ以上を個人に配當したるものと看做す 額(從來の積立金に其事業年度に於ける留保所得を加へたるもの)が拂込資本金額の半を超過する 税率を適用せられるのである。第二の場合に於ては、其年度の所得の十分の三迄は祉內留保とし の税率に依つて留保所得税を課せられ、殘り二十分の十九は悉く他の個人所得に綜合せられ累進 のである。 だけを社内留保とし、 場合と超過せざる場合とを區別し、前の場合に於ては、 て百分の五の税率に依つて留保所得稅を課し、其殘額十分の七は他の個人所得に綜合して累進稅 換言すれば、第一の場合に於ては其年度の所得の二十分一迄は祉内留保として百分十 それ以上を個人に配當したるものと看做すのであり、 其事業年度内に於ける所得の二十分の 後の場合に於ては、

率を課するのである。

據立てられるからである、 金が多くなるに從ふて事業上から必要といふ言ひ分が立ち難くなり、 以は何であるかといふに、 此の如く祉内留保額が拂込資本金額の半を超過すると否とに依つて大に取扱を異にしてゐる所 只其社内留保金が拂込資本金の半を超過するといふ點を境としたのは は留保所得税に此區別を設けてゐるのにも因らうが、一 脱税の為めにすることが證 は社 內留保

單に機械的であつて、便宜上斯く定めたといふより外に理由あるまい。

以上は一個人の會社が得たる所得と其社內留保額との比に就て觀察したるものであるが、新規 Ħ 論 税法の新改正を論す(一) 八七)

(第五號

第一六卷

る。 保金額が其年度の所得の十分の三を超過するも、 出資金額に對し年三十分の一の割合を以て算出したる金額を超過せざるものに就ては、 の。そこで改正法は各事業年度所得中留保したる金額が其事業年度末に於ける拂込株式金額又は は、資本金に對する極少の所得を祉内に留保するも、强も脫稅の爲めとのみ璉斷することが出 であるが、事業經營を兼ね財産を管理する會社にありても、其積立金が相當に多くなら ない 間 僅少なる所得を得たる場合に於ても、その所得の三割以上は個人に配當せられたるものと見るの 定は更に其所得額と資本額との比をも考慮することゝしてゐる、卽ち巨額の資本に對して極めて 個人に配當したるものと看做さないと定めてゐ 假分其留

かず 保として置くことが出來るが、其殘り七割は個人所得に綜合せられて累進稅率を適用せられるか のに就て之を考へんに、其初めに當つては他の會社より得べき配當金の三割は保全會社の社内留 とになるに相違ない。今保全會社が他の會社の株式を所有し管理するより外の目的を有せざるも 式を此種の保全會社の有に移して脱稅を圖らんとする者に對しては最も手嚴しく適用せられるこ 重なりて終に保全會阯の拂込資本額の半以上となるときは、 是等の規定は慥に從來盛に行はれてゐたる合法的脫稅を防ぐことが出來やう。自己の有する株 其七割の範圍に於ては脱稅の目的を遂ぐることが出來ね、 其後の祉内留保は其年度の所得の 其後に至つて此三割迄の祉内留保

る。 百分の五以上に上ることが出來ぬから、百分の九十五迄は脫稅の目的を達することが出來なくな 是れ私が今日盛に行はれてゐる合法的脱稅が或る程度に於て防ぐことが出來るといふ所以で

ある。

例に依つて之を見ても保全會社を設立しさへすれば、 内留保と認むるのは、 財産の管理を爲す會社にありては所得の十分の三迄を社內留保と認むるも敢て不當ではないけれ ないで、社内に留保しそれ丈け脱税することが出來るからである。 法的脱税を為すが為めに會祉を組織するの弊風を一掃することが出來ぬと斷言して憚らぬのであ 倂 し乍ら一歩を進めて考ふれば、是れでも未だ以て完全であるといふことが出來ぬ、 單に他 の會社の株式のみを所有するが如き純然たる保全會社に至つては所得の三割迄を社 寛大に失してゐるといはねばならぬ。 各事業年度に於ける所得の三割迄は配當 是に於て私は此新規定も未だ以て合 私の思ふに事業經營を兼ね 現に前の Ō

尋ね、 12 ことになるが、 以上述ぶるが如く、 殊に貴族院にては其議論が甚だ熾てあつで、 之を綜合課税の罪に歸し、 是等の規定が貴衆両院に討議せられたときには、 改正所得稅法は、保全會社に依つて合法的脫稅を圖ることを大分阻 綜合課税主義を廢し、 一時は所得稅改正法案の運命も危か 源泉課税主義に改むべしとの議論 保全會社の由つて起つた原因を つたといふ 止する <u></u>ያ፣ 担

る。

六卷 (第五號 八九) 八

税法の新政正を論す(一)

第十六卷 (第五號 九〇) 入三二

見

え、貴族院は單に希望條件を附して所得稅法案を看過すること、した。 ことであつた。 所で政府は之を憂ひ、大に其間に奔走し、 其荒々しき空氣を緩和した もの その希望條件で綜合課稅 ž

主義並に保全會社の脱稅取締に關係するものは左の二である,曰く、

一、現行所得稅法ニ於テハ法人ヨリ受クル利益ノ配當ヲ第三種所得トシテ綜合課稅ヲ爲スベキ規定ヲ存スト雖ドモ此ノ如 徴秕手續ノ繁雜サ來タシ納稅者サシテ不安ノ念サ抱カシメ又徵稅費用サ增加セシムルノミナラズ株式ノ醲集ニ依ル各種事業 産業政策ニ奢限シテ成ル可ク速ニ適當ナル機會ニ於テ酮當所得チ第二種所得トシテ源泉課税ノ方法ヲ採ルノ道ヲ酷ゼラレン ノ菱微衰顏サ招キ延テ國民ノ企業心ナ阻喪セシムルノ恐アリ且ツ又現行法規ニ於テモ迎脱ノ方法サ講スペキ幾多ノ 缺 陷 ア 必ズシモ現行法規ニ於テ最モ公平ナル課税ノ賃擔チ爲サシメ得ルモノト言フペカラズ、政府ハ宜シク此等ノ諸點ニ鏖ミ

二、今灰ノ所得税法改正案へ現行所得税法が綜合課税主義サ採用セル結果所謂合法的股税ヲ爲ス目的ヲ以テ設立セラレタル法 勿論其他法人ニ付テモ克ク其事業ノ性質ヲ繆酌シ稅務官吏ノ專恣ヲ懲防スル方法ヲ講セラレンコトヲ希望ス 人ヲ取締ル趣旨ニ出テタルモノナルモ是が實施ノ曉ニ於テハ却テ逋脱ノ目的テ有セザル蓄意ノ法人ヲ過當ニ壓迫スルノ嫌ア チ以テ政府へ收正法規ノ適用上現行所得稅法實施前ニ設立セラレタル法人ニシテ特ニ証脫ノ爲メニ利用セラレザルモノハ

る。 此希堅は特別委員會で全會一致の希堅であつて、又政府も之に對して同意を表したといふのであ 兎に角此希堅附で貴族院は所得税法改正案を通過したのである。

る會社のみを取締まるべきである。所で第一の希望たる配営所得に對して源泉課枕主義を採用す よさいふ希堅は、至當な希堅である、又此希望が無くさも政府は法の精神に選ひ逋稅の爲 此希望の中、 財産保全會社で連税を目的とせざるものを過當に壓迫せない樣に稅務吏を戒筋

~: していふ希望は、現行所得税を根本的に覆へすものであって、負擔の公平を得る所以でない、

步の大勢に反するものであつて、到底之を實行することが出來まい、是が故に此の如き希望は資 に於て起つて來るさいふことは、 **ぬこさを明にした、** 私は嘗て大正九年所得稅法改正の際、 したさい ؞ が、 税制整理を策するに當り所得稅を源泉課稅主義に復歸せしむるが如きは、 今茲に其議論を繰返へすの暇を有たないが、貴族院に於て斯かる議論が今日 貴族院の為めに悲しむべきことである、政府は之に對して同意 源泉課税主義の非を鳴らし、 綜合課税主義を採らねばなら 稅法進

引かないが爲めであるといふ論がある。是等の論者は衆議院にも貴族院にも相當にあつたやうでいいいいい。 逋税を圖るものは少くならうといふのである。 産家連の氣休すめに止まり、 過せしむる一の希望條件となつてゐた。 あ る。 次に合法的脱税を圖る一の源因としては株式配當を得るが爲めに借入れたる借入金の利子を差 是等の論者は、 株式買入の為めにしたる借金の利子を控除すれば、 何等効力を有するものでないと斷せねばなられ。 日く 貴族院に於ては終にそれが所得稅法改正法案を通 特に保全會社を拵へて

總收入金額ヨリ必要ノ經費チ控除シタル收入金額チ以ヶ所得金額ト爲ス場合ニ於テ其收入ヲ得ルガ爲メ爲シタル頁擔ノ利于ハ 必要ノ經費トシテ控除スペキモノナルニ拘ラズ實際ノ取扱ニ就テハ之テ控除セザルガ如シ事實ノ確認シ得ラル、限リ之ヲ控除 ルノ方針き採ルコトき希望

時 論 税法の新改正を論ず(二)

第十六卷 (第五號 九二) 八二三

株式所有者を偏愛することゝなり、却つて不公平を生するのである。 位の議論であつて、所得税を公平に課するといふ立場から見て之を斥けねばならぬ **碊額六割だけを所得として計算してゐる、** 子は毫も考慮せられてゐないかといふに、さうでない、株式の配當金に對しては四割を天引し其 から其借金利子を控除し得ないといふことなつて來る。然らば此株式買入の爲にしたる借金の利 に爲されたものかどうかといふことが確かめ得られぬからである、是が故に事實確認し得られ 利子に適用するときは、第一に實行難が起る、誸し其信金なるものが果して株式を買入るゝ爲 る譯である、 此希望を抽象的に考ふるときは異論を挿むことが出來ぬが、 然るに此四割控除をしてゐる上に更に買入資金の利子迄を差引くといふに至つては 此四割で其質入の為に為したる借金の利子を支拂ひ得 之を株式買入の為めにした借金の 畢竟是等の議論は資産家本

二、銀行預金の利子丼に貸付信託の利益に對する第二種所得稅

現行所得稅は大體に於て綜合課稅主義を採つてゐるのであるが、例外として源泉課稅主義を採

預金でないやうな形を取り此第二種所得税をも逋脱するに至るは自然の勢である、 利子に迄擴張することゝなつた。 てゐたものであるが、 つてゐるものがある。そは所謂第二種所得稅である。第二種所得稅は其初め公債祉債の利子に課し 大正九年の改正以來銀行定期預金弁に定期預金の性質を有する銀行預金の 所で斯ういふ風の立法となれば、事實定期預金であつても、定期 是れは現行所

导発去の一大決策である

預金(貯蓄預金を除く)に對しては總て第二種所得稅を課することゝしやうとするのである。 此顆に就て所得税法を改正せんとして居つた、卽ち臨時財政經濟調査會の答申案に依れば、 **政府當局者も夙に此缺點に必付いた、臨時財政經濟調査會が稅制整理案を立つるに際しても、**

性質を有する銀行預金」を單に「銀行預金」に改めてゐる。

(所得稅法二條及三條

今回の所得稅改正法も此臨時財政經濟調查會の改正案から出て、「銀行定期預金义は定期預金の、、、、、、

殆んど其主義になつてゐる、日本に於ても現に千圓以下の當座預金には利子を付せぬといふこと 此議論に對して大に讓步し政府は此の如き當座預金の利子に謀稅する趣旨でないことを辯するに 行との當座勘定に至つては、爲替文は賃借の關係より當然生ずるものであるが、是等に課稅するに て小切手にて引き出するいふ仕組になつてゐて金錢授受の手敷を省くものであり、 至つては徴税上非常なる繁雑を來たすことになり不當であると難するのであつた。 て非常なる議論を生じた、其議論に依れば、 亦其中に包括せられること論ずる迄も無い。 單に銀行預金といへば、定期預金と定期預金外の預金とを意味するのである、 且つ當座預金は利殖が主でない、銀行から借りたるものを振替へ金の入用に從つ 所で貴族院に於いて當座預金利子に對する課税に就 営座預金の利子は外國銀行に於ては之を附けぬ 從て當座預金も 政府當局者は 殊に銀行と銀

第十六卷 (第五號 九三) 八二十

税法の新敗正を論す())

手を以て引出し得る當座預金を含まぬと解するならば、解釋上より銀行預金の意義を限定するこ 至つた。そこで貴族院に於ては左の如き希望を條件として政府案を通過することゝなつた、 とになる、 此希望條件は單なる希望條件に止らず、政府が貴族院の意見に同意し、 チ以テ引出スペキ當座預金ノ性質テ有スルモノニ付き54政府ハ上記ノ理由ニ鑑ミ取扱上相當ノ考慮チ加ヘラレンコトチ希望ス 回ノ所得税收正案ニ於テハ定期預金以外ノ預金利子ニ對シテモ定期預金利子ト同一ノ課税ヲ爲サントスルモノ、如キモ小切手 閾ノ信用制度チ發達セシメ南取引ノ敏活チ期スルノ目的チ以テ政府へ張ニ印紙稅法チ改正シテ小切手ノ印紙稅ヲ弘除セリ令 政府が之に依つて稅務官吏に訓令を發することになると、公權的解釋を與ふることゝ 銀行預金といふも小切 日〈

なるのである。

解釋に依つても、當座預金の利子は免税せられてゐるのでない、預主の個人所得に綜合せられて なことは問題でない、問題は利子を得るか否かである。現に此改正のない前に於ける所得稅法の するに由ないもので、 行預金といふ以上は當座預金を除外する理由はない筈である、若し當座預金を除外する意ならば の所得の一部を形くるものである、 當然之を法文の上にて謳つて置かねばならぬ。 併し乍ら之を純理よりいへば、貴族院の議論も跛府の解釋も當を得ないといはねばならぬ、 固より論のないことである、 そしが 振替に依らうが、銀行間の爲替尻であらうが、そん 叉當座預金に利子を附せねば、 **併し荷しくも利子を附するさせば、** それは所得税を課 そは預主 現

課せられなければならなかつたのである、唯實際に於ては預主も銀行も之を申告せなかつたから

於て個 事質上発税せられたと同じ結果になってゐたに過ぎぬ。 は所得税法の二條及三條に謂ふ所の銀行預金の中に含まれてゐないを決定しても、 座預金の利子は発税さらるこものと解すべきで無い、 人所得を形くるものでないとする譯に行かれ、 故に此改正法が公布せられた後も、 叉政府の公權的解釋に依つて當座預金利子 それであるから貴族院の論議に依つて當 法の精 理 神上 論上

に於ては當座預金利子は觅税せらるゝものでないを解せねばならぬ。

られ 賃付信託 て信託財産の運用方法を預入れ义は貸付のみに限定したるものでなければならぬ、 視することが出來ぬ、それで銀行預金に似たものといへば、 衡を得ないことになる、 |行預金の利子に第二種所得稅を課すとすれば、次に信託預金の利子をも同樣に取扱はねば權 貴族院をも通過することゝなり終に法律となつた、 に限 り銀行預金と同樣に取扱ふことが正當であるといふことゝなり、 所で信託會祉に預ける財産に就ては信託法に支配せられ銀行預金と同 是に於て貸付信託の利益も綜合課稅主 信託會社の引受けたる金銭信託にし 衆議院から提 そこで此種 出 Ō

盆に對しても第二種所得稅を謀することを是認せねばならぬ。倂し倘一步を進めて考ふれば、第 |種所得税そのものが當を得てゐないと謂はねばならぬ、既に綜合課稅主義を採る以上は公债社 理 魔の上からい へば、 銀行預金の利子に第二種所得税を課するを是認する以上は貸付信託の利

義の例外となり、

第二種所得税を課することゝなつた。

(第五號

Ħ

税法の新改正を論す(一)

九五

(第五號 九六) 八二八

第十六卷

府當局者は第二種所得税として課するに非ざれば、申告もせられず、實際に税することが出來ぬ 債銀行預金の利子幷に賃付信託の利益に對して源泉課税主義を認むる理由あるべきでない、只政 明に所得稅法進步の大勢に逆行するものである。 税主義の旗幟を鮮明にし乍ら他方に其反對の源泉課税主義に戻りつゝあるとも謂へるのである、 者をして申告せしむれば、其眞相を知ることが出來る筈である。然るに我政府當局者は以上の如 位ならば、申告の强制が出來ない譯は無い、是等の利子又は利益を得る人が申告を忘るも、 其債務 ら已むを得す此方法に依るといふのである。倂し乍ら第二種所得稅として捕捉することが出來る き課税技術上の理由を以て歩一歩と第二種所得税の範圍を擴めつゝあるのである、 此理由に依り私は今次の此改正に賛意を表する 一方に綜合課 カゝ

一、保除料の控除査定

ことが出來ないのである。

られ、貴族院の修正を經て終に法律となつた。 保険料の控除査定に就ては政府當局者は賛成してわなかつたらしい、法案は衆議院より提出せ

ては絶對に必要である。 どが出來なくなる、 體保險は富豪に取つては必ずしも必要のことでも無いが、勤勞所得に衣食してゐる者に取つ 故に豫め保險契約を結び一朝變事のある場合に備へて置かねばならぬ、是れ 蓋し勤勞所得者が一度疾病に罹り又は死亡するときは以て家族を養ふこ

ならぬ、是れ理論上保險料を控除せねばならぬ所以である。 らぬ費用となるのである、 生活を安定せしむる所以である。果して然らば保険料は其勤勢所得者に取つて絕對に無くてはな 從つて所得の中で保險料に充つべき部分は擔枕力を有せぬとい はねば

に於ける所得税の一進步であると評せねばならぬ。 を斥けた。 に於て保險料の控除せられねばならぬ所以を痛論したが、當時の政府委員は其必要が無いとて之 私は此理由に依り第四十二議會に於て所得稅法改正が議せらるゝ時に當つても、其特別委員會 **所が今回衆議院から提案せられて終に保険料控除の規定を見るに至つた、是れ亦我國**

只二百圓で制限することが當を得てゐるか否かは問題である。 險料を死する理由が無いのである、故に保險料を控除するとしても何處かに制限を置か に失してはゐない ねことは事理の當然である、貴族院が茲に一定の制限を置いたのは當を得たといはねばならね の取り結ぶべき保険契約に就て之を存するのである、 百圓以下を控除することゝした。 衆議院に於ては此保險料の額に就て何等の制限を設けなかつたが、 かと思ふけれざも、先づ此方面に關する立法の草分けとして見れば、私は是に 一體保険料を発稅する理由は勤勞所得者の如き比較的貧 富者の取り結ぶべき保険契約に就ては其保 今日の實情から考へ私は多少低き 貴族院は之に制限を加へ二 ねばなら しき人

特 論 税法の新政正を論ず(1)

満足の意を表せざるを得ないのである。

四、脱漏所得に對する溯及的課稅

課税より逸せしむべきで無い、そこで改正法は此の如き場合に於ては「其所得の決定をなすべ ָרֶע פי 税は大體其一年間に得べき所得に對して稅するものである、過去の所得に對して稅す べ と定めてゐる(第二十六條第二項)。是れは從來の所得稅に見なかつた一の新しい主義であ ħ を決定したる後に於て個人所得の決定に脱漏のあつたことを發見することも起るのであ 後課税するのである、 政府案に於ては其所得の決定をなすべかりし年の翌年より三年に於ける所得調査委員會の調: し年の翌年に於ける所得調査委員會の調査に依り政府に於て其所得金額を決定することを得」 所得税は申告税である、 併し乍ら個人所得の決定に脱漏があつたことが後になって發見せられた以上は之を見す! **所で經濟關係が複雑して來ては申告も其真を穿つことが出來の、** 個人の申告に依り所得の調査を行ひ以て個人所得の決定を爲して然る きて Ħ, 所 所得 な b,

其所得者をして徒らに不安定の感を有たしむることゝなるとて其翌年限りに 修 に依り政府に於て其所得金額を決定すとしてあつたが、 衆議院は 此 0) 加 く長い期間 正をしたのであ に亘つては

株式會社か多くなり、其株主が多くなつては、所得の決定期即ち八月末日年に脱漏なく調査するこ 此規定は株式の配當金を第三種所得に綜合して課税するに至つて殊に必要となつて來た、 濫し

る

とは非常に困難となつた、而して其脱漏したことを其後に發見することも自然に起つて來る譯で

ある、是れ此新規定が大なる意義を有する所以である。

×

X

X

税を廢せないで却て之を擴張するが如き、個人所得に於て個人的事情の斟酌に一步を進めたけれ 進步であるといふに躊躇せない。併し乍ら其缺黥は總て取り除かれてゐるのでない、第二種所得 つた。 うである、 てゐるが如きは其著しきものである、 ども倘未だ盡さざる所あるが如き、累進級の刻み方が粗に失し、累進率の進め方が急となり過ぎ 所得税法の改正は大正九年に於て既に一段落を告げたのであつたが、其中に尙餤黙も少くなか 今回の改正法は其缺點の大なる部分を矯めることとなつた、故に私は之を所得稅立法の一 他日の改正に待たねばならぬ。(未完) 今回の改正は此最後の鉄點に就ては一顧だもせなかつたや

時 論 税法の新改正を論す(一)

第十六卷